

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の
条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百
八号）第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、山口県病院事業の設置等に関する条
例を廃止する条例（平成二十三年山口県条例第十四号）による廃止前の山口県病院事業の
設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十五号）第一条の規定により設置され
た病院事業の用に供される施設である山口県立総合医療センター（事務局を除く。）及び
山口県立こころの医療センター（事務局を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。